

久留米市中間検査の手引き

RC 造等編

平成 20 年 1 月

久留米市都市建設部建築指導課

目 次

第1章 建築基準法に基づく中間検査制度の概要

- 1. 中間検査概要 P. 3
 - (1) 中間検査の創設と主旨
 - (2) 中間検査の方法
 - (3) 適法性の判断
 - (4) 中間検査と工事監理
- 2. 特定工程等の内容 P. 5

第2章 中間検査の手続き等

- 1. 中間検査の手続きの流れ P. 6
- 2. 中間検査前の確認事項 P. 7
 - (1) 建築主等の変更届の提出
 - (2) 計画変更申請等の手続き
 - (3) 工事監理者による工事監理、施工内容の確認
 - (4) 現場の準備
 - (5) 検査日程の事前調整
- 3. 中間検査申請書の受付 P. 8
 - (1) 提出時期
 - (2) 提出書類
 - (3) 中間検査申請手数料及び対象床面積の算定方法
 - (4) 中間検査申請時の留意事項

第3章 中間検査の方法

- 1. 現場検査概要 P. 10
- 2. 現場に準備する書類 P. 10
- 3. 現場留意事項 P. 11
- 4. 検査要領 P. 11
 - (1) 一般事項検査要領(共通)
 - (2) 基礎工事検査要領(共通)
 - (3) 鉄筋コンクリート造(RC造)検査要領
 - (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)検査要領

第4章 様式等

- 1. 中間検査申請書 P. 12
- 2. 中間検査チェックシート P. 12

第1章 建築基準法に基づく中間検査制度の概要

1. 中間検査概要

(1) 中間検査の創設と主旨

建築物の安全性の確保については、施工者、工事監理者等がそれぞれの責任において設計図書と照合し、設計図書のとおりを実施されていることを日常的に監理することが重要です。

しかしながら、阪神・淡路大震災において、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数見られました。このような被害が生じないようにするために、建築物の施工段階での適法性を確認し、あわせて工事監理者等が適正な工事監理を行うよう指導することで建築物の安全性の確保を図る制度を創設する必要があるとして、平成10年6月建築基準法が改正(平成11年5月1日施行)され新たに『中間検査制度』が導入されました。これにより各行政庁が独自に特定工程を指定し、当該建築物の施工段階における現場検査の受検を義務化しました。(本市でも平成14年10月1日より木造の特定工程を指定しています。)

また、平成19年6月20日施行の建築基準法改正により、新しい中間検査特定工程(階数が3以上である共同住宅で2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工程)が指定されました。これに伴い、従来より本市が指定していた特定工程とあわせて適用することになりました。

(2) 中間検査の方法

検査は、建築基準関係規定で定められている事項について適法であることを確認します。これを確認後、中間検査合格証を交付します。

検査の手段は、原則として外部から目視及び巻き尺などを使った簡易の計測により適法性が検査できる範囲で行うものとし、これらを超えるものについては工事監理者等の報告書などによって適法性を確認する方法によります。

(3) 適法性の判断

適法性については、原則として次に掲げる事項により判断します。

建築基準法により明確な仕様、又は告示により構造方法等が定められている事項については、これらに適合しているかどうかを確認します。

なお、日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)等に基づき施工されている場合は、建築基準法等の仕様に適合しているものとみなします。

建築基準法において抽象的に仕様を表現している場合

次のいずれかの方法により確認します。

工事が、確認申請書等(注)や報告書の仕様に基づきなされているか確認します。

工事が、日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)等によりなされているか確認します。

(注)確認申請書等…確認済証(確認申請書副本)、計画変更確認済証(計画変更申請書副本)、建築主等変更届(副本)、軽微な変更届(副本)

(4) 中間検査と工事監理

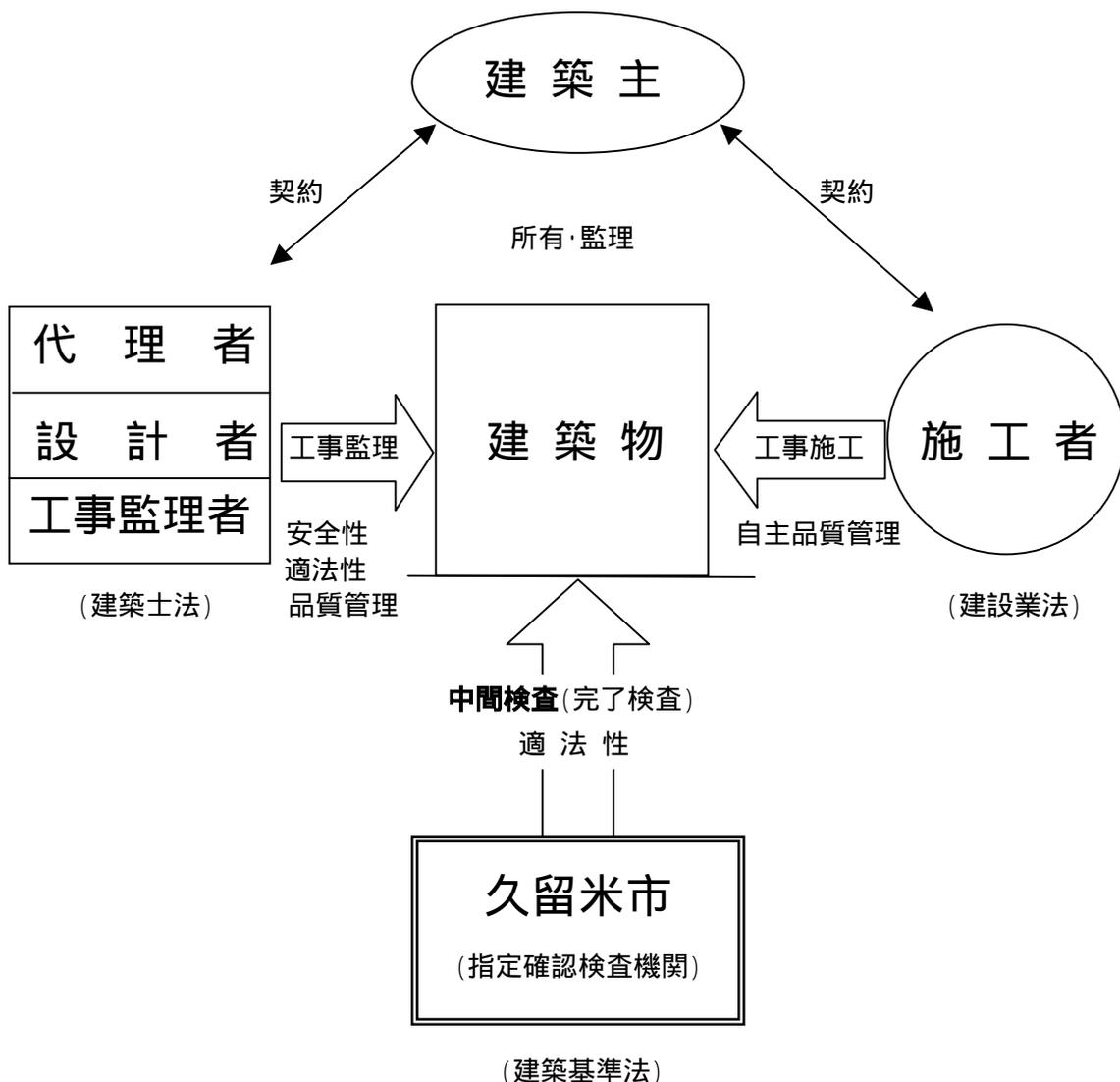
建築基準法及び建築士法では、一定規模以上の建築物を工事するときには、建築主は定められた建築士の資格を持つ工事監理者を定めなければならない、その工事監理者は工事が確認申請書等のとおり実施されているかを確認することが要求されています。

中間検査は、特定行政庁が指定した特定工程を終えた時、既に工事されている部分が適法であるか検査するものです。

工事監理と中間検査は、制度的に異なるものですが、工事施工途中に検査を行い、建築物の安全性を確保しようという点では同じ目的を持っています。

中間検査では、隠れた部分の欠陥や違法性を発見することは困難であるので、建築物の安全性を確保していく為には、工事監理が適切に行われているかを確認することも、中間検査の大切な要素となっています。

建築主は建築物の安全性、適法性、品質の確保のために自己の責任において、建築士の資格を持つ設計者と工事監理契約を行い、しっかりとした工事監理を行わせることが重要であることを認識する必要があります。



2. 特定工程等の内容

久留米市では以下の特定工程の中間検査を実施します。

	RC造等(1)	木造(2)
対象建築物	階数が3以上である共同住宅	主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅(3)
特定工程 (検査を受ける工程)	2階の床およびこれを支持する梁の配筋工事完了時	屋根の小屋組みおよび構造耐力上主要な軸組みおよび耐力壁工事完了時
特定工程後の工程 (検査に合格しなければ進めない工程)	2階の床およびこれを支持する梁の配筋を覆うコンクリート打設工事	構造耐力上主要な軸組みおよび耐力壁を覆う外装工事および内装工事
中間検査を行う期間	平成19年6月20日から無期限	平成14年10月1日から平成20年9月30日迄(継続延長すること有り)
中間検査を行う区域	久留米市全域	
根拠法令	建築基準法第7条の3第1項一号	建築基準法第7条の3第1項二号

(1) RC造等……RC造、SRC造、PCa造、CB造など床および梁に配筋する構造の総称

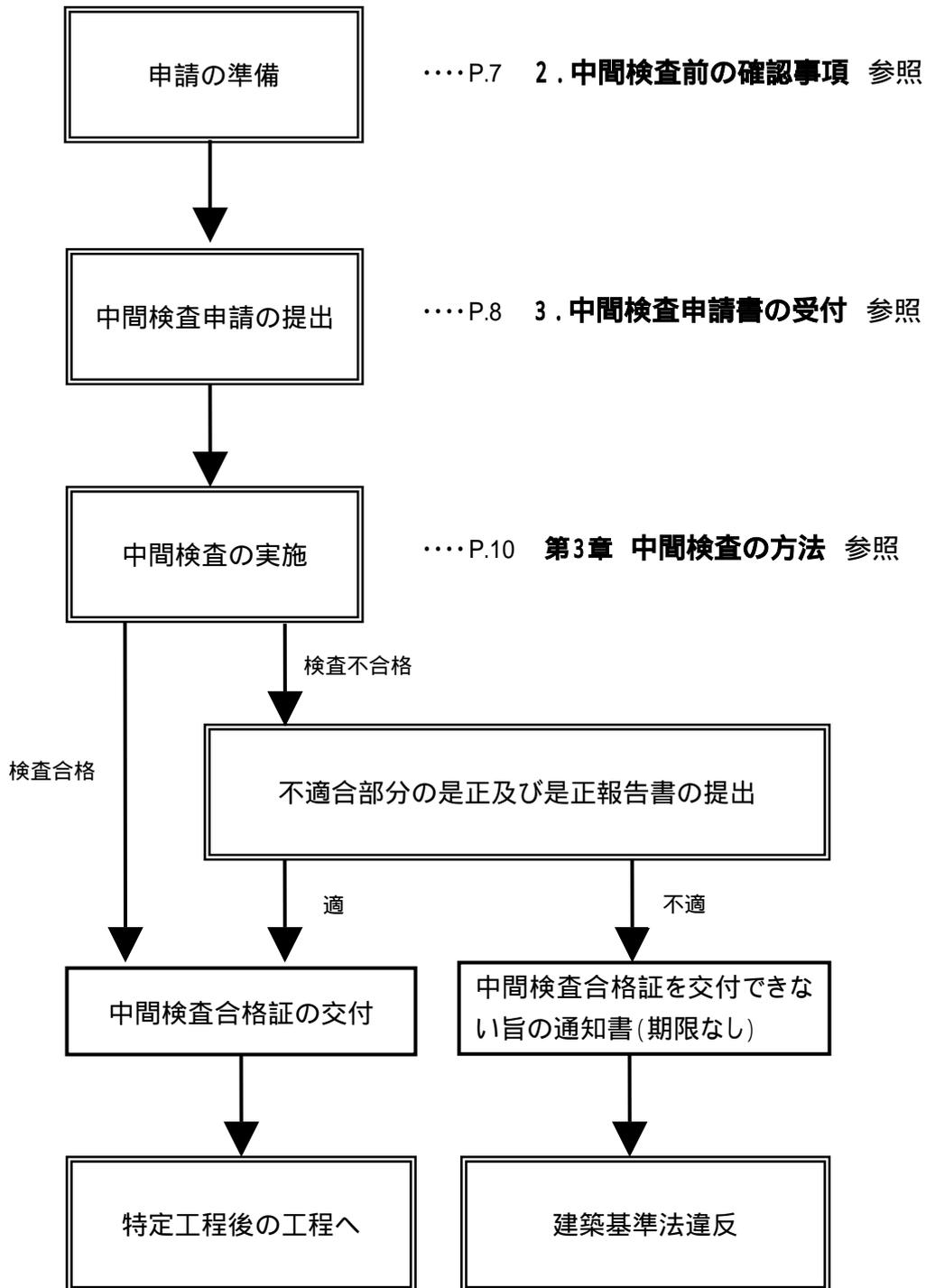
(2) 木造の中間検査の詳細については「久留米市中間検査マニュアルH14年10月」参照

(3) 次の事項に該当するものは、中間検査の対象外とします。

- ア 法第85条第1項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項の建築許可を受けた仮設建築物
- イ 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により住宅性能評価書(建築住宅性能評価書に限る)の交付を受ける建築物
- ウ 枠組壁工法、木質プレファブ工法、丸太組み工法、免震工法(国土交通大臣が告示で定めたもの)による建築物
- エ 型式適合認定を受けた建築物(法第6条の3第1項第1号及び第2号に掲げる住宅)

第2章 中間検査の手続き等

1. 中間検査の手続きの流れ



2. 中間検査前の確認事項

中間検査を円滑に実施するために、申請者、工事監理者及び施工者は以下の事項について注意して下さい。

(1) 建築主等の変更届の手続き

建築確認申請時より、建築主等の住所、氏名が変更になったとき、又は建築確認申請時に工事施工者が未定で、その後決定した時は「建築主等の変更届」を提出してください。

(2) 計画変更申請等の手続き

建築確認申請時より、計画に変更が生じた場合は「計画変更申請」を行ってください。なお、建築基準法規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する変更の場合は「軽微な変更届」を提出してください。

(1)の工事施工者の決定及び(2)の変更申請手続きが完了するまで当該工事を行うことが出来ません。

(3) 工事監理者による工事監理、施工内容の確認

工事監理者は確認申請の内容を充分把握するとともに、適法性、材料の品質、施工状況について適宜現場での監理を行い、工事施工者から工事写真、規格証明書、試験結果報告書等を提出させることにより、適切な工事監理を行う必要があります。

工事監理者は、特定工程終了後工事内容を確認し、その結果を中間検査申請書に記載しなければなりません。

中間検査は原則として、外部からの目視又は簡易な計測により検査できる範囲で行うものであり、工事監理者により適切な工事監理がなされていることが前提であることを認識し施工内容・工事監理内容について説明、報告が出来るように準備し、中間検査時には、建築確認申請書等を含め工事監理の資料を整理したものを提示して下さい。

(4) 現場の準備

道路、敷地境界、建物の配慮など集団規定等についての確認・検査が容易に行えるように境界の明示等を準備しておいて下さい。

足場等を含めた安全施設の状況及び当日の工事工程について確認し、中間検査に支障がないよう準備し、検査中は検査に支障のある工事を一時中止して下さい。

(5) 検査日程の事前調整

中間検査により工事中断等がないよう効率的な中間検査を実施するために、検査予定日については窓口や電話で予約を受け付けていますので、特定工程完了前に検査日程の調整をして下さい。

検査時間については検査前日の16:00以降にお問い合わせください。

予約した日程に変更が生じた場合は、速やかに連絡して下さい。

来庁、電話での予約の前に(1)～(4)について必ず確認してください。

連絡先： 都市建設部建築指導課

0942-30-9089

3. 中間検査申請書の受付

(1) 提出時期

建築主は、特定工程に係る工事を終えたときは、その日から4日以内に建築主事に到達するように中間検査を申請しなければなりません。(建築基準法第7条の3第2項)

(2) 提出書類

	提出書類	備考
1	中間検査申請書(1~4面)	建築基準法施行規則第26号様式(P.12)
2	中間検査チェックシート	久留米市のチェックシート(P.21)
3	軽微な変更届	軽微な変更がある場合のみ
4	委任状	確認申請時から代理者又は設計者が <u>変更</u> になった場合のみ
5	建築士免許証の写し	
6	確認申請書等(中間検査合格証交付時に返却します。)	<u>指定確認検査機関</u> で確認申請又は計画変更申請を行った場合のみ
7	FD(建築確認申請時に使用したFD)	

(3) 中間検査申請手数料及び対象床面積の算定方法

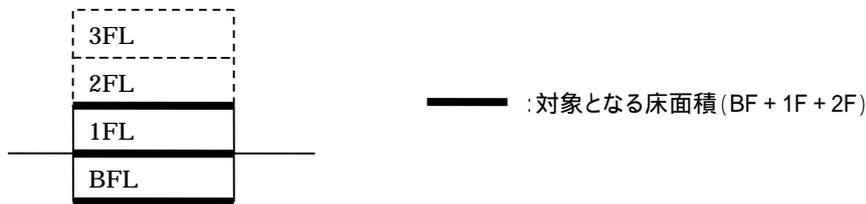
中間検査手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計に応じた金額となります。

・[申請手数料一覧へのリンク](#)

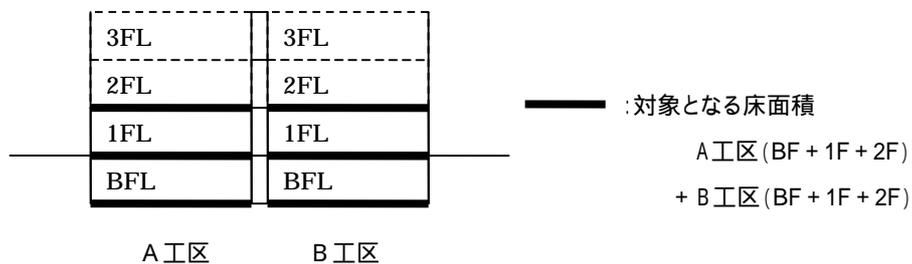
中間検査を受けた建築物の完了検査手数料は、中間検査を受けない場合よりも減額した金額となります。

対象床面積の算定方法

中間検査を行う部分の床面積の合計 = **2階以下の床面積の合計**が対象床面積となります。

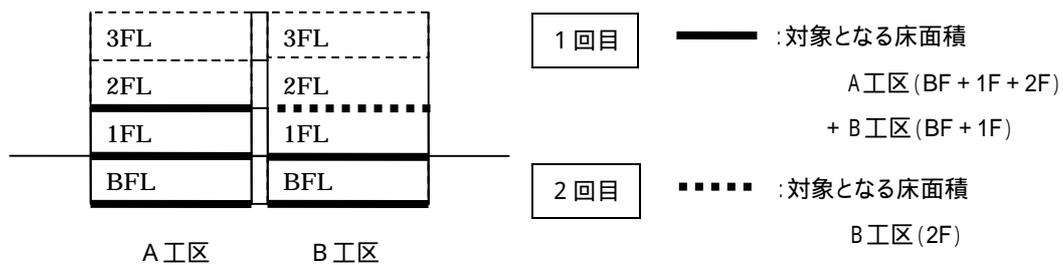


2以上の工区が存在し、特定工程の到達時期が同時の場合



2以上の工区が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合

(例:A工区は特定工程に到達済、B工区は1階の床まで終了)



(4) 中間検査申請時の留意事項

中間検査申請書の記載内容の確認

計画変更等の有無の確認(変更がある場合、その手続きが終了するまで受け付けは出来ません。)

事前に調整した検査日程及び工事監理者及び工事施工者立会の確認

工事監理者、工事施工者又は、工事監理者の管理のもとに代理として工事監理を行っており中間検査に立会することが適正と認められる者の立会が必要です。

工事監理者による建築物の事前検査

工事監理者は受検前に建物の事前検査を行なったうえで、検査時に事前検査記録を提示してください。

第3章 中間検査の方法

1. 現場検査概要

中間検査にあたっては、中間検査申請書に記載された工事監理の状況を参照したうえで確認申請書等と現場との照合を行います。

確認申請書等のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて建築基準関係規定に適合することを確かめる為の書類の提示を求めて照合を行い、その内容から判断します。

2. 現場に準備する書類

現場において下記の書類等の確認を行いますので、準備をしておいて下さい。

確認申請書(副本)

適用仕様書

事前検査記録

工事監理資料

(下記の書類の中で該当するもののみ)

注) 工事監理資料は監理状況の把握に重要な書類なので、法第12条第5項に基づいて報告を求めるものです。これらの書類の整備に不足がある場合は、適法、適正な施工がされているかの判断ができず、中間検査合格証が交付できない場合がありますので十分にご注意下さい。

(1) 鉄筋コンクリート造

杭工事施工計画及び施工報告書、地盤改良報告書

ボーリングデータ(地質調査)

杭心ずれチェック図及び構造計算書

埋め込み杭:根固め、杭周辺固定液試験成績書

地盤改良:改良地盤の一軸圧縮強度試験

鉄筋規格証明書(または写し(裏書ミルシートに限る)と出荷伝票)、ロールマーク記載資料

鉄筋圧接試験報告書(引張試験または超音波探傷試験)

コンクリート配合計画書及びコンクリート納品伝票

コンクリート強度試験報告書

工程写真

(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造

杭工事施工計画及び施工報告書、地盤改良報告書

ボーリングデータ(地質調査)

杭心ずれチェック図及び構造計算書

埋め込み杭:根固め、杭周辺固定液試験成績書

地盤改良:改良地盤の一軸圧縮強度試験

鉄骨規格証明書(または写し(裏書ミルシートに限る)と出荷伝票)

鉄骨完全溶け込み溶接部超音波試験報告書(自社及び第3者)

高力ボルト規格証明書

スタッド溶接試験(外観・打撃曲げ)

鉄筋規格証明書(または写し(裏書ミルシートに限る)と出荷伝票)、ロールマーク記載資料

鉄筋圧接試験報告書((外観及び引張試験または超音波探傷試験)

コンクリート配合計画書及びコンクリート納品伝票
コンクリート強度試験報告書
工程写真

3. 現場留意事項

- (1) 工事監理者又は、工事監理者の管理のもとに代理として工事監理を行っており中間検査に立会することが適正と認められる者の立会が必要です。
- (2) 足場など安全施設が不十分で検査に危険が伴うと思われる場合は善処しておいて下さい。危険防止等について明らかに不備がある場合は、工事の停止を命令する場合があります。

4. 検査要領

確認申請時に審査の対象となった項目について、目視にて外観調査を行い確認申請等と現場とを照合して検査を行います。重点項目については、必要に応じて実測等による検査を行います。疑義がある場合は、監理状況の聞き取りを行い、工事監理が適切に行われているかを確認します。各検査の重点項目については、以下のとおりです。

[重点検査項目]

(1) 一般事項検査要領(共通)

以下の項目について実測を行います。

前面道路の幅員、道路後退部分

建築物の配置(各方向1ヶ所以上)、接道長さ

(2) 基礎工事検査要領(共通)

下記項目の工事監理者報告は、原則として工事監理資料の提示および工事記録等(写真含む)により確認します。

支持地盤の確認(地盤改良を含む)

杭基礎(地中梁)の施工状況

基礎の形状・寸法

配筋状況

材料の規格

コンクリートの強度、かぶり厚

(3) 鉄筋コンクリート造(RC造)検査要領

以下の検査項目について、目視又は実測により検査を行います。

各部材の形状・寸法

配筋状況

コンクリートのかぶり厚

下記項目の工事監理者報告は、原則として工事監理資料の提示により確認します。

材料の規格

コンクリートの強度

鉄筋の溶接箇所及び圧接箇所

(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)検査要領

(3)RC造検査要領に下記の項目を加えた内容を検査します。

鉄骨の接合・仕口工法

鉄骨柱脚工法

鉄骨の溶接箇所及びボルト接合箇所

第4章 様式等

1. 中間検査申請書

・ [中間検査申請書 \(PDF: 64KB\)](#) 

・ [中間検査申請書 \(Word: 73KB\)](#)

2. 中間検査チェックシート

・ [中間検査チェックシート RC造等 \(PDF: 29KB\)](#) 

・ [中間検査チェックシート RC造等 \(Excel: 35KB\)](#)